豊明市介護人材確保・介護事業所等支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を行うため、予算の範囲内において交付する豊明市介護人材確保・介護事業所等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊明市補助金等交付規則（昭和４８年豊明市規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第３条　補助金は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに介護保険施設の開設者で、市内において事業所又は施設を有するものに対して交付する。ただし、次条第１項第２号の事業については、次の各号の全てに該当する者に対して交付する。

（１）　市内に在住又は在勤する満１８歳以上の者

（２）　過去に当該事業に係る補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業等）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１）　介護人材資質向上事業　介護人材資質向上事業実施要綱（平成２７年１０月２９日付け２７地福第１１６９号健康福祉部長通知「愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱について」）別表に定める介護人材資質向上事業

（２）　介護職員初任者研修助成事業　介護職員初任者研修（平成２４年３月２８日老振発第０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知「介

護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」に定める介護職員初任者研修をいう。以下同じ。）を受講した者に対して、その受講料の一部を補助する事業

（３）　介護支援専門員業務負担軽減支援事業　愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱（令和８年９月８日付け８高福第１２３０号愛知県福祉局長通知「令和８年度愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業に係る交付申請について」別添）別表に定める介護支援専門員業務負担軽減支援事業

（４）　居宅介護支援事業所等経営改善支援事業　愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱（令和８年９月８日付け８高福第１２３０号愛知県福祉局長通知「令和８年度愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業に係る交付申請について」別添）別表に定める居宅介護支援事業所等経営改善支援事業

２　補助対象経費は、別表第１欄に掲げる事業につき、同表第２欄に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第１欄に掲げる事業につき、同表第３欄に定める額を合計した額とし、予算の範囲内で交付する。

２　前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるとき又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第６条　補助金の交付申請は、年度ごとに行うものとする。この場合において、規則第４条第１項の市長が定める期日は、４月３０日又は事業開始の日のいずれか遅い日とする。

２　前項の規定にかかわらず、第４条第１項第２号の事業に係る補助金の交付申請は、市長が別に定める期日までに限り、事業の完了後においても、豊明市介護人材確保・介護事業所等支援補助金交付申請書兼請求書（介護職員初任者研修助成事業用）（様式第１号）に関係書類を添えて行うことができる。

３　前項の申請があった場合において、市長は、速やかにその内容を審査し、

補助金の交付を適当と認めたときは、規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（市長の指示）

第７条　補助事業者等は、当該補助事業が国又は県の補助事業となっている場合は、補助金の交付後においても市長の指示に従わなければならない。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表（第４条、第５条関係）

１　区分	２　対象経費	３　補助金の額
介護人材資質向上事業	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修（介護職員初任者研修に限る。）を受講させるために負担した受講料	実支出額（４万円に受講料を負担した従業者数を乗じて得た額を上限とする。）
介護職員初任者研修助成事業	交付申請日の属する年度に修了する研修の受講料	実支出額（２万円を上限とする。）
介護支援専門員業務負担軽減支援事業	ア　事業所内のタスクシフト支援　事業所内において、事務的な業務へのタスクシフトを促進するため、事務職員の採用活動（介護支援専門員の経験を有する者の活用を含む。）や研修にかかる経費 イ　居宅訪問時の同行支援　介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費	ア　実支出額（１事業所当たり１０万円を上限とする。） イ　実支出額（３０分未満の同行支援１回につき２，５００円、３０分以上の同行支援１回につき４，０００円を上限とする。）
居宅介護支援	ア　経営改善の支援　経営基盤の強化や	ア　実支出額（１事業所

事業所等経営改善支援事業	大規模化・協働化等による経営状況の改善、各種加算の新規取得支援、介護支援専門員が長く働き続けられる勤務環境の整備等を目的として、コンサルタント事業者や社会保険労務士等の専門家と契約するための経費及び事業所が事務作業を行うための臨時職員を雇用するための経費 イ　利用者確保等のための広報活動に関する支援　利用者や介護支援専門員等の職員の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	当たり４０万円を上限とする。） イ　実支出額（１事業所当たり３０万円を上限とする。）

様式第１号（第６条関係）

豊明市介護人材確保・介護事業所等支援補助金交付申請書兼請求書
（介護職員初任者研修助成事業用）

年　　月　　日

豊明市長　殿

申請者
住　　所
氏　　名
生年月日
電　　話

関係書類を添えて次のとおり豊明市介護人材確保・介護事業所等支援補助金を申請します。

研修名	
研修期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
申請金額 （請求金額）	円（２万円を上限）
受講料	
勤務先（在勤者のみ）	
勤務先住所 （在勤者のみ）	電話

振込先

金融機関名			
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			